

令和7年度事業計画

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

公益社団法人 石川県バス協会

はじめに

我が国の経済は、一部に足踏みが残るものの緩やかに回復しているが、欧米における高い金利水準の継続などの海外経済の下振れリスクを抱えています。

バス事業については、3年にわたるコロナ禍の後、運転者数の減少が顕在化したことに加え、昨年4月からは働き方改革として拘束時間の縮減などが行われ、一層人手不足が深刻化しています。その影響は路線バスの便数削減や路線廃止にまで及んでおり、貸切バスについても修学旅行の円滑な実施の妨げとなる状況が生じています。

昨年1月の地震及び9月の豪雨災害により、奥能登地域を中心に甚大な被害をもたらし、道路網や観光施設等の復旧・復興が待たれる状況です。バス事業でも利用客の大幅減と大きく影響を受けており、厳しい経営環境となっています。

乗合バス事業については、一般路線、高速バスの輸送人員はコロナ禍前までの水準には戻っておらず、依然として厳しい状況です。このため、運賃改定により、収支改善に努め、労働条件の改善による人材確保が求められます。

貸切バス事業についてもコロナ禍前の状況には回復せず、令和5年秋に改定された公示運賃の実施等により、収支の改善、人材確保に取り組む必要がある。

これらに加え、カーボンニュートラルの実現に向けて、EVバスの導入を一層進める(国産EVバス生産拡大)とともに、運転者の負担軽減などの観点から一層のキャッシュレス化の推進(完全キャッシュレス化)の定着を目指していきます。

併せて、バスの自動運転、運行管理の強化やASV装置の普及等、貸切バス安全性評価認定制度の抜本改正の周知やカスタマーハラスメント防止についての利用者への周知等に取り組む必要があります。

また、バス事業の将来を見据えて、バスが地域公共交通機関の要としての不変の使命を基本としつつ、夢のあるプライドある産業に生まれ変わることを目指し、昨年策定された日本バス協会「バス再興10年ビジョン」に盛り込まれた内容の具現化の取組みを進めます。

このような中で、当協会は、公益目的事業を通じて、社会的責任を果たすべく地域住民の生活の足並びに社会インフラとして、必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送の安全の確保に務め、脱炭素化社会に向けた調査、研究、支援等を実施します。

令和7年度においては、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取組みを進めます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症及び燃料価格高騰への対応

コロナ禍の影響は、輸送人員、観光需要ともに低迷が続いており、利用者が戻らないという深刻な状況が続いている中、燃料価格の高騰等により事業経営に大きな影響を及ぼしています。

現在、学校関係やインバウンド等による需要が戻ってきていますが、運転手不足等により、対応できないという状況も発生しており、国、地方自治体等と連携し、乗合バス、貸切バスの利用拡大をPRし、利用促進を図っていく必要がある。

2. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等

地域の公共交通を担う乗合バスは、生活の移動や社会経済活動に必要不可欠な基盤であります。人口減少や少子化、ライフスタイルの変化等による需要の減少により、バス事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難であるため、国や地方公共団体からの補助が行われています。

地域の足を守るため、国や県、地方公共団体等から十分な補助が行われるよう引き続き要請してまいります。

併せて、交通DX・GXによる利便性・持続可能性・生産性の向上等への投資に対する国・地方公共団体等の支援拡充に向けても取り組んでまいります。

また、運賃改定においては、全産業平均を超える人件費の審査方法の見直しや将来の設備投資に係る原価が適切に反映できる等、運賃の上限認可の基準となる原価の算定方法等について、国土交通省による見直しが実施されました。

全国の乗合バス事業者(30両以上保有)のうち、約8割が運賃改定の動きをしている(令和6年12月末現在)。運賃制度の導入・見直しに係る情報については、引き続き会員事業者への周知に努めてまいります。

3. 貸切バスの安全の確保及び運賃料金制度への取組み

(1) 貸切バスの安全の確保

貸切バスの安全対策については、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故等を踏まえ、昨年4月から貸切バスの安全性向上に向けた対策のため運輸規則の一部が改正され、点呼の様子動画保存やアルコールチェックの様子撮影(90日間)、デジタコ義務化、記録の保存期間の延長(3年間)等となりました。

貸切バスの運行に際しては、安全・安心な貸切バスの運行を第一に安全対策を講じてきており、これらも含め、更なる旅客の安全確保の徹底、運転者に対する教育・指導、安全への投資の確保などを図っていく必要があります。

日本バス協会の貸切バス事業者安全性評価認定制度については、石川県内において高水準となる30者が認定を受けています。

また、令和7年度から審査基準を更に厳格化した新たな評価基準(最高ランク五つ星)での認定制度が始まり、バス事業者に加えて利用者、旅行会社などへに周知し、貸切バス事業者の安全対策の向上を推進してまいります。

更に本年度は、三つ星から五つ星へ制度改正が行われ、その評価認定の取得拡大と制度の周知に努めます。

貸切バス事業者への巡回指導は、貸切バス適正化センターが実施していますが、バス事業者にとってメリットのある巡回指導になるよう要望してまいります。

併せて、貸切バス負担金に対する国等からの支援を引き続き要請していくとともに、不適切な事業者の退出が進むよう適正化機関及び国に対し要請してまいります。

(2) 貸切バスの運賃・料金制度への取組み

貸切バスの運賃・料金については、燃料や物価の高騰に加え、運転者不足対策による運転者の待遇改善の為に令和5年10月に公示運賃の見直しが、その後令和6年3月に車種区分の見直しが行われた。

今後は2年毎に貸切バス事業者の要素別原価を調査し、必要に応じて見直しを行うこととされたことから、令和7年の秋頃に公示運賃の見直しが予定されています。公示運賃が実態に見合った適正な運賃にするために、日本バス協会において、国土交通省と連携し、要素別原価調査の有効性を高めるよう努めています。

日本バス協会では引き続き、貸切バス事業者が確実に適切な運賃・料金を収受するよう、国土交通省に対して監査や適正化巡回指導において下限割れ等運賃・料金を遵守しない事業者を厳しく取り締まるよう要請しています。

また、国土交通省に対し、「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループフォローアップ会合」を今後も定期的開催し、様々な課題について継続して検討を行うよう働きかけていきます。

これらの情報等を会員事業者への確に周知していきます。

4. バス運転者の確保対策と働き方改革について

バス運転者の確保については、大型二種免許取得への助成をはじめ、様々な支援策への対応を図っていますが、運転者不足の解消は大変厳しい状況にあります。

会員事業者は関係機関等と連携しながら運転者確保に努めているものの、運転者募集にかかる反応は非常に厳しい状況です。

バス運転者の確保について、賃上げや労働時間など労働環境の向上を図るとともに、働きたい職場、働きたい産業にしていく必要があります、そのため運賃改定や貸切運賃の見直しを図るとともに、効果的なPRを図っていく必要もあります。

そのため、バス運転者担い手PR等事業として、協会・事業者・国・県等が一体となって、合同企業説明会等開催や業界のイメージアップに係る広報に取り組んでいきます。

外国人バス運転者の受入れについては、令和6年3月に特定技能1号として認められましたが、今後、バス事業者が外国人バス運転者をより円滑に受入れることができるよう制度の情報の提供等並び周知に努めていきます。

また、カスタマーハラスメント(カスハラ)は、バス乗務員に過度なストレスを与え、通常業務にも支障をきたし、安全輸送にも悪影響を及ぼすことから、日本バス協会が策定した基本方針を周知するとともに、啓発ポスターによる利用者への周知等に取り組んでいきます。

5. 事故防止・安全輸送対策の推進

バス事業の根幹である「安全輸送の確保を第一」にかかげ事故防止、安全対策を推進していきます。併せて、国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2025」、日本バス協会の策定した「バス事業の総合安全プラン2025」の目標達成に向け事故防止対策を着実に推進するとともに、安全輸送対策の一環として、運行管理の高度化等を目指し進めていきます。

また、自然災害やテロ対策、バスジャック対策等についても、乗客の安全と輸送力の確保に万全を期し、関係機関とも連携し訓練等を通じて強化していきます。

6. 交通バリアフリー及び環境対策の推進

(1) 環境対策の推進

カーボンニュートラルの実現に向けてEVバスの導入が進められ、国は事業用自動車における電動車の集中的導入支援として事業用の電動車HV、EV、FCVについて、普及段階と車両価格に応じ、購入補助の拡充がなされています。

しかしながら、環境対策には非常に効果的ではあるものの、国内生産や充電、変電設備等の充実及び新車導入に際し大幅な補助など必要であることから、導入拡充に向けて国等へ引き続き支援要望していく必要があります。

環境対策については、エコドライブの推進、低燃費車等の導入促進を進めるとと

もに、アイドリングストップ等低炭素社会への推進を図ることとしています。

日本バス協会では、9～11月の3ヶ月間を「バスの環境対策強化期間」として設定しており、燃費にかかわる車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転の励行に取り組む運動や石川県からの「全国不正軽油撲滅強化」及び国土交通省からの「不正改造車排除強化」を通じ、エコドライブ推進運動や黒煙クリーンキャンペーン等を推進することとします。

また、石川県の「いしかわカーボンニュートラル県民推進会議」や小松空港やのと空港の「空港脱炭素化推進会議」に積極的に参画していきます。

(2) 交通バリアフリーの推進

① バス事業者は、厳しい経営状況の中、高齢者や障害者の移動円滑化促進への対応に努力しています。昨年4月からは障害者差別解消法に基づく合理的配慮が義務付けられ、事業者には様々な対応が求められています。

これらに対応するため、車両や停留所環境の整備等を進めるべく、国に対し財政的支援を含め様々な支援を求めて対応していきます。

② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づく、障害者差別解消関係協議会に参画するなど普及啓発に努めます。

7. 走行環境及び輸送サービスの改善

(1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム(PTPS)、バス専用レーンの拡充、交差点信号の改良などバス優先・安全対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の継続強化について、関係行政機関に働きかけを行います。

(2) 駅前広場、バスターミナル、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備、観光施設等に付随した観光バス駐車場(乗降場)の拡充確保について引続き関係機関に働きかけていきます。

(3) バスの利便性向上を図るため、Maasや自動運転などIT技術を活用した取り組みなどの情報収集及び周知に努めます。

8. インバウンド(訪日外国人旅行者)の振興

インバウンド振興は、国の政策「観光立国推進基本計画」等の最重要課題となっており、コロナ禍の収束を向かえて、更なる訪日外国人旅行者の利便向上等を目指し、外国人旅行者への案内・表記に対する支援等を要請するなど日本バス協会が策定した「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」の実施に向けて適切に対応します。

インバウンド振興は、地域経済活性化の有効な手段であり、バス業界としても積極的に取り組んでいきます。

9. 旅行業との連携の推進

「旅行業とバス事業の連携による安全運行等に関する石川連絡協議会」を定期的で開催するとともに、「安全運行パートナーシップ宣言」の遵守等、両業界の連携強化による貸切バス事業の振興に努めます。

また、コロナ禍において、バス需要が大幅に減少し経営環境も大変厳しいものとなり、教育旅行等を含め観光需要の拡大に向けて旅行業界と連携して取り組みます。

修学旅行等の学校行事の実施時期の分散化については、石川県教育委員会に対し、JATA・ANTA・バス協会連名で要請していきます。

10. 運輸事業振興助成交付金事業の推進

(1) 運輸事業振興助成交付金事業として、次の事業を積極的に推進します。

① 安全運行の確保事業

運転者適性診断・運行管理者一般講習・運輸安全マネジメント認定セミナー・睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査・脳健診(脳ドック・脳MRI健診)・ドライブレコーダー導入・アルコール検知器導入・大型二種免許取得養成・運転者安全研修・貸切バス適正化機関負担金に対する助成事業、運転者安全講習会及び優良運転者認定式、交通安全運動等広報活動等

② 輸送サービス改善事業

日本バス協会に協調した人にやさしいバス導入に係る助成事業、バス停留所・待合所等の整備に係る施設整備費助成事業、「バスの日」関連事業を中心としたキャンペーン活動等

③ 環境対策事業

日本バス協会に協調した環境にやさしいバス・安全なバス導入や地方路線バス及び貸切バスの車両更新(中古車購入)に対する助成事業等

(2) 日本バス協会の中央事業について、会員事業者に対する「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」、「大型二種免許取得養成助成事業」の実施に関し、所定の手続きを行います。(日本バス協会との協調補助の中で、令和8年度からバス車両購入助成及び新規の融資斡旋・利子補給事業は廃止予定)

11. 優良運転者認定制度の推進

平成17年度に創設した制度を活用して、運転者の認定拡大による安全意識の高揚に努めます。

12. 災害協定に基づく輸送及び各種受託事業

(1) 石川県との災害協定に基づくバス輸送(令和4年3月2日協定締結)

今般の地震・豪雨災害により、石川県から災害協定に基づき避難者やボランティア等の輸送依頼を受け、この3月までに約3,900台のバス輸送依頼がありました。ボランティア輸送等が長期にわたり継続されることが予想され、引き続き、その対応を会員の協力のもと積極的に行っていきます。

(2) 各種受託事業によるバス輸送

本年度も増加傾向にある、石川県や金沢市等から依頼のある各種受託事業について、会員へ情報提供するとともに輸送協力を依頼し、確実に実施できるように努めます。

13. 広報活動の推進等

当協会のホームページの情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、バス業界の取組み及び会員情報等広汎な情報提供を行います。

また、バス利用促進キャンペーン等、諸行事の情報発信に努めるとともに、新聞等を通じてバスへの親しみと利用促進、バス事業への理解を深めてもらうための広報活動も積極的に推進します。

以上、令和7年度事業計画の実施にあたり、資金の借り入れ及び設備投資の予定はありません。